

令和7年度保健師中央会議  
行政説明 資料8

# ひきこもり支援施策について

# ひきこもり支援の歴史

時期	主な取組や出来事など
1970年代以前	1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立
1980年代	1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設
1990年代	1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」 1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（斎藤環著）発刊 ➡以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足
2000年代	2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」➡2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始
10年代以降	2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 教育機会確保法が議員立法により成立、施行 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正➡基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「重層的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充➡ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計50人に一人の割合を公表 孤独・孤立対策推進法成立（2024年（R6）4月施行） 2025年(R6) 厚労省 社会福祉推進事業において「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」作成

# ひきこもり支援の考え方（定義など）

## ガイドラインにおける定義

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）による定義  
（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

### 様々な要因の結果として

社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念  
（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

ひきこもりは現象や状態像であって、その人そのものではない

例えば、〇〇で「ひきこもり状態にある人」、〇〇により「ひきこもり状態」を選んだ人、  
「ひきこもらざるを得ない状態」など

本人は“生きるため”にひきこもり状態にならざるを得ない  
いつか元気になって、自分もできることをしたい、働きたい、活躍したいなど  
ひきこもっている間、悩み、考え、苦しんでいる…

“生きるため”のエネルギーを貯めている「充電期間」と捉えることが大切  
→ 家族や周りの人たち、社会や一般の認識が“ひきこもり問題”“課題”としている

「ひきこもり＝問題」ではなく、ひきこもりによって  
社会とのつながりなどがなく、悩み、考え、苦しんでいることが問題！



# ひきこもり支援対象者の考え方（「ひきこもり支援ハンドブック」から）

## ◆「ひきこもり支援」の対象者を広く捉えています

「ひきこもり」に対する考え方、捉え方が一般化され、ガイドラインの定義に当てはまらない対象者が多くいる現状となっています。生活困窮者自立支援制度や、地域共生社会の実現に向けた地域住民を広く支える仕組み作りも始まっているなか、「ひきこもり状態」にある人は、多様な分野、年齢、世帯で見られるようになり、その定義化は困難です。

### ひきこもり支援における対象者とは

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人（一人ひとりの状況は違う）であり、具体的には

- 何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある
  - 家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある
  - 支援を必要とする状態にある（自ら支援を求めることができない場合もある）
- 本人やその家族（世帯）です。その状態にある期間は問わない。

生きづらさとは、その人自身が感じている固有のものであり、他者がその生きづらさの有無やその大小を判断することはできない。またその期間によって支援の必要性が変わるものではない。さらに、支援を求めている場合だけでは無く、自ら支援を求める声を発することができない場合もあることから、**支援者は声に出せない潜在的なニーズを、関係機関等と連携し対話を通じて確認していくことが重要。**

# ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

## 市町村域

## ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

### I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

### III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

### 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援  
地域づくりに向けた支援 等

### 生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

### 自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問  
関係機関へのつなぎ 等

### 就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成  
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

### ○市町村への準備支援

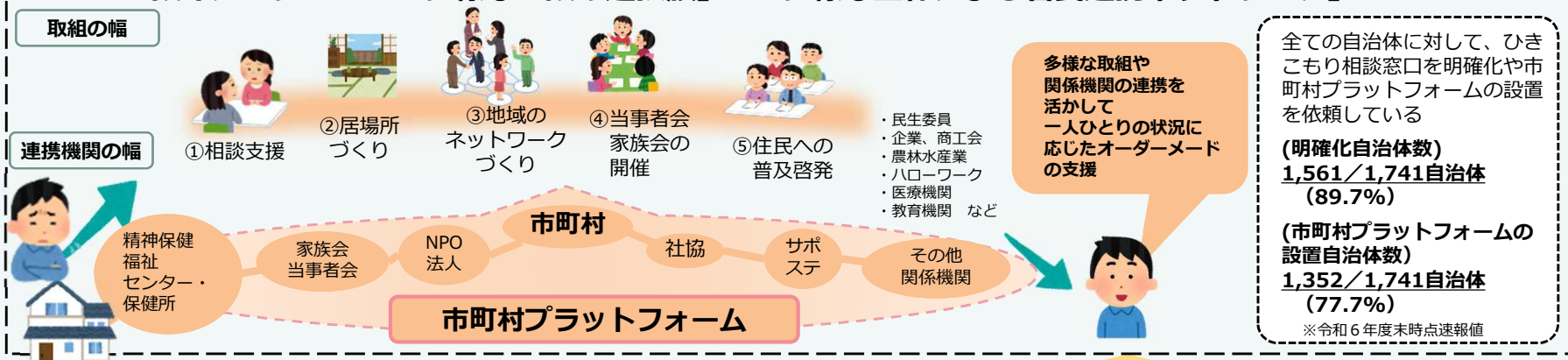
新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

### ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承  
※原則2年後に市町村事業に移行

### 支援イメージ

### ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



### 後方支援

### 立ち上げ支援 市町村訪問支援

### ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への  
後方支援

関係機関の  
職員養成研修

多職種専門  
チームの設置  
等

### 都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

### ②支援の質の向上 ③支援者のケア

### ①社会全体の 気運醸成

国

#### ①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催  
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

#### ②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

#### ③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

厚生労働省

# 令和6年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

都道府県・政令市除く  
黄色の網掛けは中核市  
赤字はR6新規自治体

ひきこもり地域支援センター 38自治体		
北海道	石狩市	
	幕別町	
	岩手県	北上市
	群馬県	安中市
東京都	千代田区	
	文京区	
	台東区	
	墨田区	
	世田谷区	
	中野区	
	豊島区	
	板橋区	
	足立区	
	江戸川区	
	武蔵野市	
	調布市	
	日野市	
	西東京市	
八王子市		
神奈川県	鎌倉市	
新潟県	柏崎市	
富山県	富山市	
静岡県	掛川市	
愛知県	西尾市	
	東海市	
	豊明市	
みよし市		
三重県	伊勢市	
	松阪市	
	鳥羽市	
	いなべ市	
兵庫県	尼崎市	
	明石市	
	赤穂市	
宍粟市		
岡山県	総社市	
	高梁市	
福岡県	八女市	

ステーション事業 110自治体						
北海道	帯広市	長野県	安曇野市	和歌山県	那智勝浦町	
青森県	三沢市	岐阜県	恵那市		太地町	
	むつ市	静岡県	藤枝市		古座川町	
宮城県	岩沼市	愛知県	刈谷市		北山村	
秋田県	大館市		安城市		串本町	美浜町
山形県	米沢市	三重県	稲沢市		日高町	
	長井市		亀山市		伊賀市	由良町
	南陽市	伊賀市	宇治市		印南町	
福島県	庄内町	京都府	京田辺市		広川町	
	いわき市	大阪府	豊中市		日高川町	
	会津若松市		枚方市	鳥取市		
	白河市		岸和田市	南部町		
喜多方市						
茨城県	水戸市	兵庫県	姫路市	島根県	松江市	
かすみがうら市	洲本市		益田市			
栃木県	小山市		豊岡市	大田市		
	さくら市		丹波市	奥出雲町		
埼玉県	秩父市	朝来市	瀬戸内市	岡山県	三原市	
千葉県	習志野市	淡路市	太子町		尾道市	
	浦安市	淡路市	太子町	府中市		
東京都	品川区	奈良県	奈良市	広島県	庄原市	
	荒川区		生駒市		東広島市	
	国立市	和歌山市	橋本市	廿日市市		
	東大和市	橋本市	有田市	海田町		
	多摩市	有田市	御坊市	宇部市		
神奈川県	綾瀬市	田辺市	山口市			
新潟県	長岡市	新宮市	萩市			
	新潟市	紀の川市	周南市			
石川県	小松市	和歌山県	岩出市	山陽小野田市		
	能美市		紀美野町	福岡県	うきは市	
	中能登町		かつらぎ町	長崎県	佐世保市	
	越前市		九度山町	熊本県	宇城市	
福井県	坂井市	高野町	宮崎県	宮崎市		
	池田町	みなべ町				
	甲府市	白浜町				
山梨県	富士川町	上富田町				
		すさみ町				

サポート事業 155自治体									
北海道	釧路市	埼玉県	川越市	長野県	長野市	奈良県	天理市		
	稚内市		越谷市		塩尻市		御所市		
	江別市		本庄市		飯島町	海南市			
	紋別市		春日部市		山形村	湯浅町			
	陸別町		上尾市		御代田町	有田川町			
青森県	増毛町	岐阜県	入間市	白馬村	鳥取県	伯耆町			
	弘前市		志木市	岐阜市	浜田市				
岩手県	遠野市	千葉県	久喜市	飛騨市	島根県	安来市			
	奥州市		松戸市	富士宮市		江津市			
宮城県	洋野町	静岡県	佐倉市	伊東市	岡山県	雲南市			
	丸森町		南房総市	焼津市		川本町			
	大和町		山武市	菊川市		邑南町			
	大郷町		新宿区	豊橋市		津山市			
秋田県	南三陸町	東京都	目黒区	一宮市	愛知県	赤磐市			
	鹿角市		大田区	春日井市		鏡野町			
山形県	酒田市	福山県	北區	犬山市	広島県	福山市			
	高島町		葛飾区	新城市		竹原市			
福山県	田村市	神奈川県	青梅市	大府市	山口県	防府市			
	伊達市		町田市	岩倉市		長門市			
	西郷村		東村山市	長久手市	徳島市				
	南会津町		国分寺市	桑名市	鳴門市				
	矢吹町		狛江市	多気町	三好市				
	棚倉町		横須賀市	明和町	高松市				
	矢祭町		藤沢市	孤野町	三豊市				
	埴町		小田原市	日野町	多度津町				
	石川町		伊勢原市	亀岡市	香川県				
	古殿町		座間市	長岡京市	福岡県				
茨城県	取手市	新潟県	加茂市	南丹市	長崎県	佐々町			
	ひたちなか市		十日町市	久御山町		中津市			
	守谷市		村上市	富田林市	大分県	日田市			
	神栖市		佐渡市	大阪狭山市	大分県	出水市			
	笠間市		魚沼市	たつの市	鹿児島県	日置市			
栃木県	利根町	富山県	津南町	宝塚市	沖縄県	霧島市			
	宇都宮市		射水市	養父市		名護市			
	真岡市		小矢部市	福崎町		豊見城市			
群馬県	渋川市	石川県	南砺市	上郡町					
	富岡市		加賀市	佐用町					
		福井県	朝日町	新温泉町					
			金沢市	神河町					
		山梨県	加賀市	西脇市					
			勝山市						
			山梨市						
			北杜市						

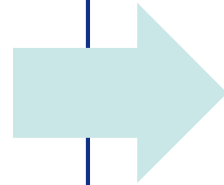


令和6年度 都道府県による立ち上げ支援事業実施自治体  
 東京都（8自治体）  
 三重県（2自治体）  
 島根県（2自治体）  
 熊本県（1自治体）  
 ※リストに含まれている

# ひきこもり支援の「指針」の特徴と推移

## 10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる 地域精神保健活動のガイドライン（2001）

- 多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に対する問題
- 年齢の限定（10代・20代）
- 精神保健課題として位置づけ



## ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン （新ガイドライン）（2010）

- 原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念と定義
- 幅広い年齢層への支援
- 現に支援を必要としている、精神保健・福祉・医療の支援対象
- 医療的な支援が必要であることを示唆する内容

ひきこもり支援は、社会情勢や取り巻く環境が大きく変わる中で、本人や家族の背景等も多様性を帯びるようになったことから、「新ガイドライン」におけるひきこもり支援では、全面的に支援することが難しい状況が生まれた。

## ひきこもり支援ハンドブック（2025）

- 病気や障害等、本人自身に問題があるといった視点ではなく、それに加えて、その人を取り巻く環境や社会との関係上に課題があり、その調整によって課題を改善する考え方を採用
- 医療が必要である人も含めて、さまざまな相談支援や居場所活動を必要としている人を対象としたひきこもり支援の具体的な指針を記載
- ひきこもり支援に従事する支援者が、伴走支援にあたって大切にしてほしい共通の認識を記載

# 【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要 R7.1.31に自治体宛通知

## 【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。※ガイドラインとは併用を想定
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

## ひきこもり支援の対象者と目指す姿

### 支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。  
※**その状態にある期間は問わない。**

### 目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※**社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。**
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

## ひきこもり支援における価値や倫理

### 価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

### 求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

### 支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

## ひきこもり支援におけるポイント

### 支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体が実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

### 事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。



# 第4章 ひきこもり支援のポイント

## 第4章 ひきこもり支援のポイント

ここでは、項目ごとにひきこもり支援の「50のポイント」をまとめています。ポイントの詳細は全体版をご確認ください。

### ひきこもり支援の「50のポイント」

#### 「ひきこもり支援の多様性」に関するポイント

- <ポイントその①>支援対象、その背景、支援内容は多様
- <ポイントその②>自らの意思により、生き方や社会との関わり方などを決めていく支援
- <ポイントその③>様々な機関や他の支援者とチームを組み実施
- <ポイントその④>支援につながるための広報・周知は重要  
コラム:家族支援と家族会

#### 「ひきこもり支援の流れ」に関するポイント

- <ポイントその⑤>支援は周知・広報から相談受理、状況・背景の把握、アセスメント、実施とモニタリング、フォローアップが基本  
コラム:ひきこもり支援につながるまでのハードル～支援対象者に情報を届ける上での留意点や工夫～  
コラム:ひきこもり状態の多様性を理解したひきこもり支援の必要性

#### 「対象者とのコミュニケーション」に関するポイント

- 信頼関係をベースにしたコミュニケーション
- <ポイントその⑥>対象者とコミュニケーションを取る上で重要となるのは信頼関係  
場面別の適切なコミュニケーションを行うためのポイント
- <ポイントその⑦>「本人に会えない場合」
- <ポイントその⑧>「本人と連絡が取れない場合」
- <ポイントその⑨>「本人との面談の約束にキャンセルが続く場合」
- <ポイントその⑩>「支援者による働きかけに対して本人から特段良い反応がない場合」
- コミュニケーションの手法やツール
- <ポイントその⑪>家族支援を継続することが重要  
コラム:家族支援と心理的手法
- <ポイントその⑫>アウトリーチ型(訪問型)の活動による支援の重要性と侵襲性  
コラム:ピアサポーターの活動(経験者としての関わり)
- <ポイントその⑬>電話相談、メール相談、SNSを用いた相談
- <ポイントその⑭>本人や家族から聞き取ったことを整理してまとめるためのシート(アセスメントシート)等を用いる  
支援対象者に関する情報の取扱いにおける留意点
- <ポイントその⑮>支援対象者に関する情報を他の支援機関等と共有

# 第4章 ひきこもり支援のポイント

## ひきこもり支援の「50のポイント」

### 「意向の確認」に関するポイント

#### 意向を確認する際のポイント

<ポイントその⑯>本人を支援の主体として意向を確認

#### 場面別の対象者の意向の確認のポイント

<ポイントその⑰>「本人のニーズが明確ではない場合」の意向確認

<ポイントその⑱>「本人のニーズが変化した場合」の意向確認

<ポイントその⑲>「家族をとおして本人の意向確認をする場合」の意向確認

### 「対象者の意向を反映した支援の計画・実行」に関するポイント

#### 支援のゴールはどう設定するか

<ポイントその⑳>自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくといった「自律」の実現

#### 支援の進め方のポイント

<ポイントその㉑>本人の「自律」をサポートするためのモニタリング

<ポイントその㉒>支援はスモールステップで進める

<ポイントその㉓>キーパーソンを見極める

<ポイントその㉔>支援対象者の疲弊や焦燥感、葛藤を理解し伴走支援を心がける

<ポイントその㉕>本人が困難な状況におかれていることを注意深く確認

<ポイントその㉖>支援を進める前の準備段階の工夫が重要

<ポイントその㉗>支援の実行とモニタリングは繰り返し行う

#### 支援体制の構築

<ポイントその㉘>多機関・多職種の支援者同士でつながり合った支援体制を検討

<ポイントその㉙>支援者の異動や退職時にスムーズに引き継ぐための工夫

#### 場面別の支援の実行についてのポイント

<ポイントその㉚>「支援が中断する場合」の対応

<ポイントその㉛>「支援対象者が変化を望まない場合、消極的な場合」の対応

<ポイントその㉜>「支援対象者が支援を拒絶する場合」の対応

<ポイントその㉝>「親亡き後を見越したサポートをする場合」の対応

<ポイントその㉞>「家族以外からの介入がある場合」の対応

### 「ひきこもり支援の入口（支援の開始）と出口（自機関での支援の終わりや他機関への支援のつなぎ）」に関するポイント

#### ひきこもり支援の入口（支援の開始）

<ポイントその㉟>本人や家族から丁寧に意向を聞き取り支援に必要な情報を詳細に把握する

<ポイントその㊱>本人や家族の状態をしっかりと把握し緊急対応の必要性を判断する

#### ひきこもり支援の出口（自機関での支援の終わりや他機関への支援のつなぎ）

<ポイントその㊲>自己決定したゴールに到達し次のステップにつないだ場合も、支援対象者とゆるやかにつながり続ける

# 第4章 ひきこもり支援のポイント

## ひきこもり支援の「50のポイント」

### 「家族間の関係性」に関するポイント

家族間の関係性に目を向ける

<ポイントその③⑧>本人と家族の関係性を把握した上で支援を組み立てる

<ポイントその③⑨>本人と家族の間で意向やペースが異なる場合

<ポイントその④⑩>家庭全体が困難さを抱えている場合

<ポイントその④⑪>経済的な問題にも発展する可能性がある場合

場面別の家族間の関係性に目を向けた対応のポイント

<ポイントその④⑫>「本人と家族が不和、関係が不安定である場合」の対応

<ポイントその④⑬>「家族への攻撃的言動や、家庭内暴力がある場合」の対応

### 「支援制度や支援体制」に関するポイント

ひきこもり支援で連携・活用する分野や法律、事業の整理

<ポイントその④⑭>様々な支援制度との連携を図りながら支援する

支援体制のポイント(連携編)

<ポイントその④⑮>連携先となりうる機関や専門家の情報収集に努める

コラム:地域の課題に応じた地域支援の推進～高知県ひきこもり地域支援センターの取組～

コラム:医療機関との役割分担と連携①

コラム:医療機関との役割分担と連携②～児童精神分野における例～

支援体制のポイント(相談支援以外の取組編)

<ポイントその④⑯>「地域のかかわり」に関する支援体制づくり

<ポイントその④⑰>「居場所支援、居場所づくり」に関する支援体制づくり

コラム:ひきこもり支援における周知・広報の手法

コラム:当事者会や家族会の運営支援～ひきこもり支援における協働～

コラム:当事者団体と専門職の協働体制での当事者会・家族会支援～居場所「よりどころ」～

### 「支援者のエンパワメント」に関するポイント

支援者の抱える困難

<ポイントその④⑱>支援者が健康で、やりがいをもって働き続けることができるために

困難を軽くするための工夫～支援者自身の成長のために～

<ポイントその④⑲>支援者をエンパワメントする工夫が大切

<ポイントその④⑳>支援者ケアの視点と取組の重要性

# ハンドブック、市町村セミナー、ガイドライン、座談会動画が見られます

- ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



- 第180回市町村職員を対象とするセミナー

ひきこもり支援における本人及び家族との対話交流と支援体制づくりについて

<https://youtube.com/live/3Dbx9Qqdpjs?feature=share>



- ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000807675.pdf>



- 座談会動画公開YouTubeアドレス及びQRコード

① <https://www.youtube.com/watch?v=R265eFtX31M>

(ひきこもり支援施策の説明、構成等説明)

② <https://www.youtube.com/watch?v=q4VZJkeACEg>

(基調講演「ひきこもり支援における価値と倫理」  
(長谷川俊雄氏) 及び質疑応答)

③ <https://www.youtube.com/watch?v=9XAYEbNq-fE>

(検討委員によるパネルディスカッション)



厚生労働省ホームページに支援事例を掲載してあります。

## 厚生労働省 ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page is titled 'ひきこもり支援推進事業' (Hikikomori Support Promotion Project) under the '福祉・介護' (Welfare and Care) section. The main content area features a list of six items, with the first item being a notice about the opening of a support portal site 'ひきこもりVOICE STATION'. Below this, there are three vertical dots indicating a continuation of the list. At the bottom, there is a link to '自治体におけるひきこもり支援の事例はこちら' (Examples of hikikomori support in municipalities here), followed by four PDF links for the years Heisei 33 (2021), Heisei 34 (2022), Heisei 35 (2023), and Heisei 36 (2024).

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり

ひきこもり支援推進事業

福祉・介護

（お知らせ）ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもりVOICE STATION」を開設しました！

↓自治体におけるひきこもり支援の事例はこちら

- [PDF \(令和3年度以前\) ひきこもり支援事例 \[1.7MB\]](#)
- [PDF \(令和4年度\) ひきこもり支援事例 \[2.7MB\]](#)
- [PDF \(令和5年度\) ひきこもり支援事例 \[1.9MB\]](#)
- [PDF \(令和6年度\) ひきこもり支援事例 \[928KB\]](#)